

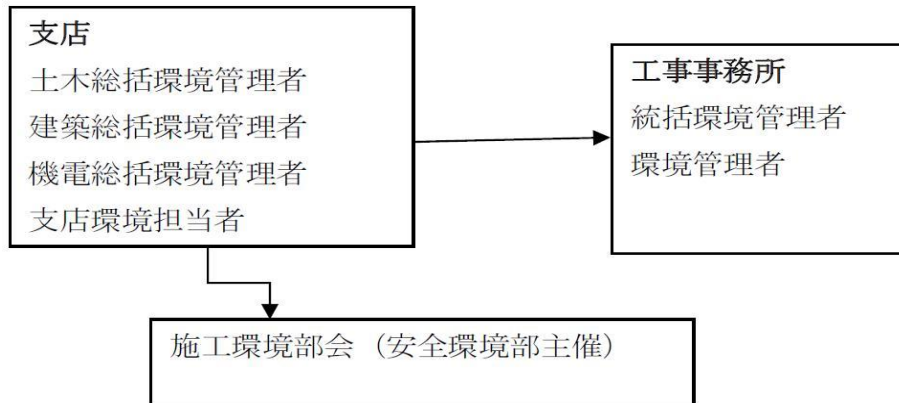
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 30 日	
沖縄県知事 殿	
提出者	
住 所 福岡県福岡市博多区博多駅前3-12-10	
氏 名 鹿島建設株式会社 九州支店	
常務取締役支店長 小森 浩之	
電話番号 0 9 2 - 4 8 1 - 8 0 0 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鹿島建設株式会社 九州支店
事業場の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前3-12-10
計画期間	令和 6 年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	前年度の完成工事高 56億円（沖縄島県域）
③ 従業員数	46名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場で発生した産業廃 → 収集運搬 (委託) → 中間処理場 (委託) → 再生材 → 有価物 → 最終処分場 (委託)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、がれき類、がら陶、廃プラ、金属、紙、木、繊維、廃油、混廃	
	排出量	5852.5 t	t
	（これまでに実施した取組） ゼロエミッション活動による発生抑制…ゴミになるものをなるべく現場に持ち込まない ・工場生産化（プレカット、PC化、プレファブ化） ・システム型枠の使用、打ち込み型枠工法の利用 ・梱包を少なくする、梱包をなくす		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、がれき類、がら陶、廃プラ、金属、紙、木、繊維、廃油、混廃	
	排出量	5262 t	t
	（今後実施する予定の取組） 前年度と同様に、ゼロエミッション活動による発生抑制…ゴミになるものをなるべく現場に持ち込まない ・工場生産化（プレカット、PC化、プレファブ化） ・システム型枠の使用、打ち込み型枠工法の利用 ・梱包を少なくする、梱包をなくす		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 大規模現場では、木くず、廃プラ類、廃石膏ボード、金属くず、紙くず、コンガラ、ガラス陶磁器くず、混合廃棄物 小規模現場では、コンガラ、木くず、金属くず、混合廃棄物
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 基本的には前年度と同じだが、大現場では混合廃棄物をできるだけ少なくする

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、かれき類、から陶、廃プラ、金属、紙、木、繊維、廃油、混廃	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、かれき類、から陶、廃プラ、金属、紙、木、繊維、廃油、混廃	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、がれき類、から陶、廃プラ、金属、紙、木、繊維、廃油、混廃	
	全処理委託量	5853.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	872.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	5829.6 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・全ての品目に対し指定業者制を取り入れ、委託契約者は支店長とする ・指定業者の選定には事前に支店安全環境部による現地調査を行い、その結果で判定する ・指定業者はリサイクル率の高い中間処理業者及び電子マニフェスト導入会社を優先する		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、がれき類、がら陶、廃プラ、金属、紙、木、繊維、廃油、混廃	
	全処理委託量	5262 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	780 t	t
	再生利用業者への処理委託量	5239 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・全ての品目に対し指定業者制を取り入れ、委託契約者は支店長とする ・指定業者の選定には事前に支店安全環境部による現地調査を行い、その結果で判定する ・指定業者はリサイクル率の高い中間処理業者及び電子マニフェスト導入会社を優先する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。